

掲載ページ	ようご用語	せつめい説明
※1 (表紙)	ちいききょうせいしやかい じつげん 地域共生社会の実現	「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」という考え方です。
※2 (3ページほか)	みんせいいいいん じどういいいん 民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱を受けた方です。それぞれの地域において、住民の見守り活動や福祉・子育てなどのお困りごとに関する相談活動を行っています。
※3 (3ページほか)	ちくふくしいいん 地区福祉委員	おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織の地区福祉委員会があります。地区福祉委員は、自治会や高齢クラブなどの各種団体から参加する人と民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されています。
※4 (3ページほか)	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	介護保険法で各区市町村に設置が定められている地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。
※5 (3ページほか)	しちようそんしやかいふくしきょうぎかい 市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に規定され、各市町村に1つずつ設置されています。本市には(福)吹田市社会福祉協議会があり、福祉のまちづくりを地域ぐるみで推進する民間の自主的組織として、地域住民や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成されています。
※6 (3ページ)	コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	地域密着の生活・福祉の相談員です。地域で、悩みごとや困りごとを抱えた方の話を聞き、関係機関等と連携して解決の支援を行い、地域福祉の推進役として活動しています。

けいさい 掲載ページ	ようご 用語	せつめい 説明
※7 (3ページ)	スクールソーシャル ワーカー (SSW)	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要ですが、教員OBが担当する場合もあります。
※8 (8ページほか)	あか はねきょうどうほきん 赤い羽根共同募金	社会福祉法に定められた地域福祉推進のための募金です。大阪府共同募金会の配分決定委員会での審議を経て、社会福祉協議会や福祉施設へと配分され、福祉活動に活用されます。
※9 (13ページ)	けんりようご 権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子供などのニーズ表明を支援し代弁することです。
※10 (14ページ)	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度です。成年後見人制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、家庭裁判所が後見人等を選任します。
※11 (16ページ)	さいがいじょうえんごしやしえん 災害時要援護者支援 せいど 制度	災害時や災害が発生するおそれがある場合に、重度の障がいや要介護状態にあり自ら避難することが困難で、避難するために特に支援が必要な在宅の方(災害時要援護者)に対し、安否確認や避難誘導などの支援が適切かつ円滑に行えるよう、地域支援組織との連携により、地域で支え合う安心・安全のネットワークづくりを目指すものです。
※12 (16ページ)	ふくしひなんじょ 福祉避難所	災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所です。社会福祉事業を行う施設等のうち、一定の条件を満たす施設を市で指定しています。
※13 (16ページ)	じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するために、平常時に啓発活動や防災訓練を行う町内会や自治会等を単位として自主的に結成された組織です。